

大会運営補助金に関する内規

日本動物実験代替法学会は大会運営補助金に関して以下の取り決めを行う。

1. 日本動物実験代替法学会より寄付された大会運営補助金 1,000,000 円は、大会長の管理のもと大会運営に関するあらゆる費用に使用できる。
2. 大会長は、大会運営終了後 3 ヶ月以内に会計の概要を理事会に提出する必要がある。
3. 大会運営終了後に大会運営費に余剰金が生じた場合は、余剰分を学会に寄付していただくことが望ましい。なお、大会長は運営余剰金の使用に関して、理事会の承認を得て学会が目的とする事業のための費用として用いることができる。
4. 本取り決め事項は、第 24 回大会から適用する。

付則

本規定は 2011 年 4 月 12 日より施行する。